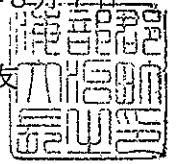


公 示 送 達 書

令和8年8月7日

愛知県海部郡大治町長 鈴木 康 友



下記の書類を、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は当町において保管しており、申し出があればいつでも交付します。

● 送達すべき書類の根拠法令 ● 地方税法第41条・第319条及び第321条の2

[illegible]

地方税法第20条の2第3項の規定により、この書類の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。